

Becker による家庭内分業の選好自律性について

金子 裕 一 郎

はじめに

Becker の “*A Treatise on the Family*” は1981年の出版であるから、おおよそ三十年前の貢献である。北村 [2002] の評価によれば、「Becker (1973, 1974, 1991) 以来、結婚行動を経済学的に捉える試みがなされてきたが、理論的にはそれほど大きな進展はなかった。それに対して現実の結婚事情には大きな変化があり、少子化問題と絡めて注目を集めてきた」のである (p. 2)。言い換えれば、「結婚行動 [あるいは家族の行動] を経済学的に捉える [理論的] 試み」は、既に現実に対する我々の理解を深め、その現実に対する説得力のある説明を我々に与えているか、その双方ないし一方を我々にもたらすことができないまま、据え置かれている。少なくとも、「現実の結婚事情には大きな変化」があったにもかかわらず、それを経済学的に理解し、説明することに理論は追いついていない、ということであろう。実際の所、それどころか Becker 等の〈家族の経済学〉に対して、満足のいくような理論的な批判的検討が行われたこともほとんどないといつてよい。

生産関数アプローチとも呼ばれる性別役割分業の Becker 的解釈が批判されるのは、主に次の二点である。

批判1：性別役割分業に合理的な説明を与えることにより、それをあたかも正当化している。

批判2：役割分業や財の配分について夫婦間の交渉問題が考慮されていない。

批判1はモデルによって何を説明しようとしたかという目的の問題であり、Becker 等が何を重要とみなしたかという問題機制を問うという意味で重要ではあるものの、理論的批判とは言い難い。おそらく、性別役割分業が行われているという事実を主体の選択理論を用いて説明し、その文脈により理解すること自体が Becker 等の目的であり、そのモデル自体は性別役割分業を正当化しているとも推奨しているともいえない。したがって、批判1は理論的批判として少々の外れでさえありうる。批判2は、論理構造としては、二次的問題である。すなわち、家庭内生産物は家族（夫婦）の家事労働と市場で購入できる財を投入することにより生産されるのであるから、まず生産量の最大化ないし利潤最大化を計るべきであるからである。家族ないし夫婦間の配分はこの生産量が決まった後で、貢献によるにせよ、交渉によるにせよ、決めればよい、ということである。その意味で完全に分業化された家庭内生産は、サプライヤーとアセンブリー・メーカーの間に見られる相互独占に擬えることができよう。

Folbre [2004] は、主に Becker [1965] の議論の含意を比較的丁寧に検討している。ここで Becker への批判点は視野の限界・決定問題・評価問題の三点である。

視野の限界とは、Sen [1977] で頻出される顕示選好理論への批判と同等のもので、その後（意思決定に関する）帰結主義と呼ばれるようになった問題といってよい。すなわち、妻が家庭で非市場的労働を選択するならば、彼女が他の選択的な時間の使用よりもその仕事を評価しているに違いない、とみなすことができる。しかしながら、なぜ彼女がそれを高く評価したのか観察者が知ることはできない、ということである。一般的にいえば、Pareto 効率性という概念に象徴されるように、ここでの意思決定理論が自発的交換を前提とせざるを得ない以上、意思決定が行われてしまえばその選好を持つに至った過程や根拠を問うことになんら意味はないのである。

決定問題とは、性別役割分業を定着させるいわゆるフィードバック効果について、その因果関係の不決定性を指摘するものである。すなわち、彼女が意思決定する時間配分が、家庭内生産物の生産関数による技術的要請によって決定されるのか、彼女の家庭内労働への選好によって決まるのか、ということである。

評価問題とは、余暇と非市場労働をどうやって区別するか、というより基本的な問題である。Folbre [2004] を所収する Folbre & Bittman [2004] ではここに注力されている。

この区分で言えば、小論の目的は視野の限界・決定問題にある。家族を夫婦のみからなるものと仮定し、この家族の意思決定、すなわち夫婦二人による共同の意思決定、の際に平均的に女性の自律的意思が劣位に置かれているという事実認識が出発点となる。この目的のために、次のように論を進めることになる。まず、第Ⅰ節で、この事実認識を若干の統計的事実を確認することによって裏付ける。次に、第Ⅱ節で、性別役割分業を正当化する、ないしは企業や労働者、特に女性労働者といった民間経済主体の合理的意思決定の結果として容認する典型的な論拠である「フィードバック効果」の論点を整理することによって、女性の自律的な意思決定が巧妙に論理の外に置かれていることをみる。最後に、第Ⅲ節で、Becker 等によるいわゆる生産関数アプローチによりながら、家庭内生産を抗争交換モデルを用いて描き、夫婦間の交渉力の違いを検討する。

I. 夫婦間の財産分与

家族としての意思決定が行われる場合、その構成員である夫婦間の発言力や影響力の強弱がその決定に大きく左右すると考えられる。しかしながら、（少なくとも法的に上手くいっている）夫婦間の一般的な発言力や影響力を統計的に知ることはほとんど不可能である¹⁾。せいぜい個別の事情について伺い知ることができる程度である。したがって、ここでは夫婦間の発言力や影響力そのものを知ることは諦めて、離婚時の財産分与額とその按分割合や生活費・養育費支払い、

1) ハー・ストーリー [2008] によると、同居の配偶者・パートナーがいる女性の購買力の決定について、全体で7割、食品・日用品にいたっては9割以上で女性が決定権をもっているという。

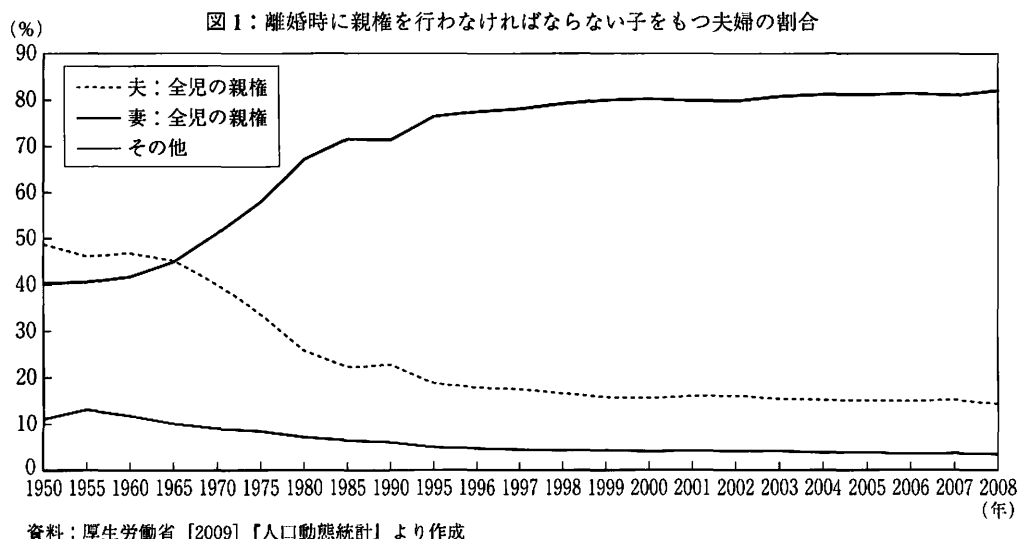


表1：「離婚」の調停成立または24条審判事件のうち財産分与取り決めあり件数

	支払者			内 容						
	総数	夫	妻	金銭等	不動産	動産・その他	金銭等・不動産	金銭等・動産他	不動産・動産他	金銭等・不動産・動産他
計	7,265	6,363	902	4,083	1,820	634	378	181	104	65
100万円以下	1,786	1,525	261	1,410	56	271	5	42	1	1
100万円超—200万円以下	907	807	100	749	53	61	12	31	—	1
200万円超—400万円以下	1,026	915	111	824	118	27	18	31	3	5
400万円超—600万円以下	562	498	64	381	130	8	21	16	5	1
600万円超—1000万円以下	717	634	83	331	269	209	2	83	14	6
1000万円超—2000万円以下	539	509	30	217	209	2	83	8	14	6
2000万円超	225	218	7	75	69	—	49	7	4	21
算定不能	1,503	1,257	246	96	916	259	114	32	62	24

最高裁判所 [2009]『司法統計平成20年版家事事件編』第26表, p. 47.

および離婚時の年金分割の按分状況を見てみよう。離婚時の年金分割は平成19年4月1日から施行された離婚時年金分割制度により可能となったものである。

図1はよく知られたものである。離婚時に20歳未満の未婚の子、すなわち「親権を行わなければならない子」、がいる場合、1965年以降、夫よりも妻がすべての子供の親権を持つことが多くなり、2008年には82.1%にも達したことを示している。「その他」というのは夫妻がそれぞれ分け合って子どもの親権を行う場合を示しており、そのような場合は2008年で3.6%にしか過ぎない。

i. 財産分与按分および養育費・生活費等

表1は「離婚」の調停成立または24条審判事件のうち、財産分与取り決めがあった件数を支払

表2:「離婚」の調停成立または24条審判事件のうち請求すべき
按分割合の取り決めが合った件数

	件 数		件 数
計	5,039	20%以上30%未満	34
50%	4,718	10%以上20%未満	5
40%以上50%未満	119	10%未満	3
30%以上40%未満	85	申し立てをしない 旨の合意	75

最高裁判所「司法統計平成20年版家事事件編」第27表, p. 47.

表3:「離婚」の調停成立または24条審判事件のうち夫から妻への養育費支払額別件数

	計	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
計	18,712	9,787	7,025	1,691	182	27
う ち 支 払 者 が 夫						
計	15,885	8,120	6,143	1,450	150	22
月 額						
計	15,774	8,062	6,099	1,443	148	22
1 万円以下	723	393	258	62	8	2
1 万円超—2 万円以下	1,967	1,183	612	149	19	4
2 万円超—4 万円以下	6,105	3,772	1,955	347	27	4
4 万円超—6 万円以下	3,858	1,793	1,704	326	31	4
6 万円超—8 万円以下	1,297	442	705	121	28	1
8 万円超—10万円以下	869	221	430	205	9	4
10万円超	921	245	418	229	26	3
額不定	34	13	17	4	—	—
一 時 金						
計	641	322	264	46	8	1
30万円以下	139	65	60	12	1	1
30万円超—50万円以下	44	29	14	1	—	—
50万円超—70万円以下	22	11	8	3	—	—
70万円超—100万円以下	50	29	19	2	—	—
100万円超—200万円以下	72	36	31	4	1	—
200万円超—300万円以下	35	13	18	4	—	—
300万円超	94	47	38	7	2	—
額不定	185	92	76	13	4	—

最高裁判所「司法統計平成20年版家事事件編」第23表, p. 44.

い額と支払い内容別に整理したものである。24条審判とは、家庭裁判所が、調停委員会の調停が成立しない場合において相当と認めるときに、一切の事情を考慮して、職権により、当事者双方の申立ての趣旨に反しない限度で、事件の解決のため離婚、離縁その他必要な審判をすることをいう²⁾。ここで注目すべきは、支払者の男女比は、総数で約7倍、財産分与額400万円以下で2.3

2) 家事審判法第24条（調停に代わる審判）

表4：婚姻関係事件のうち認容・調停成立の内容が「婚姻継続」で
婚姻費用・生活費支払の取り決めありの件数

支 払 者	計	夫	妻
計	6,455	6,341	114
月 額			
計	6363	6252	111
2万円以下	494	479	15
2万円超—3万円以下	459	450	9
3万円超—4万円以下	402	393	9
4万円超—6万円以下	1,166	1,140	26
6万円超—8万円以下	924	912	12
8万円超—10万円以下	911	894	17
10万円超—15万円以下	1,066	1,054	12
15万円超—20万円以下	480	474	6
20万円超—30万円以下	284	281	3
30万円超	142	140	2
額不定	35	35	—
一 時 金			
計	1,254	1,223	31
30万円以下	501	487	14
30万円超—50万円以下	231	229	2
50万円超—70万円以下	104	101	3
70万円超—100万円以下	114	110	4
100万円超—200万円以下	129	126	3
200万円超—300万円以下	44	42	2
300万円超—400万円以下	18	18	—
400万円超	66	65	1
額不定	47	45	2

最高裁判所「司法統計平成20年版家事事件編」第24表, p. 44.

倍、財産分与額が400万円未満以下の件数が全体の51.0%を占めることである。また、表2は「離婚」時に按分割合の請求を行ない、それが認められた場合、96%もが40.50%の按分割合が取り決めとして認められることを示している。

表3は「離婚」調停成立または24条審判事件の内母を監護者と定めた未成年の子ありの件数を夫から妻への養育費支払別に整理したものである。注目すべきは、子の人数に関わらず、養育費月額4万円以下の支払で全体の55%を超え、同6万円以下の支払いで全体の80%を超えることで

- ㄨ 家庭裁判所は、調停委員会の調停が成立しない場合において相当と認めるときは、当該調停委員会を組織する家事調停委員の意見を聴き、当事者双方のため衡平に考慮し、一切の事情を見て、職権で、当事者双方の申立ての趣旨に反しない限度で、事件の解決のため離婚、離縁その他必要な審判をすることができる。

この審判においては、金銭の支払その他財産上の給付を命ずることができる。2. 前項の規定は、第9条第1項乙類に規定する審判事件の調停については、これを適用しない。

表5：終局事由別按分割合別件数

	総 数	50%	40-50%	30-40%	20-30%	10-20%	10%未満
総 数	3,003 —	2,735 91.1%	141 4.7%	75 2.5%	40 1.3%	8 0.3%	4 0.1%
審判認容	290	287	2	0	1	0	0
調停成立	2,710	2,446	138	75	39	8	4
24条の審判	3	2	1	0	0	0	0

ある。

ii. 年金按分

表5は離婚時の財産按分割合を示している。全国の家裁裁判所の審判または調停手続において、平成19年4月1日から12月31日までの間に請求すべき按分割合が定められた件数は、3,003件であった。このうち、第1号改定者が夫であったものは2,933件（97.7%）、妻であったものは70件（2.3%）であった³⁾。定められた按分割合は、50%が2,735件（91.1%）と最も多かった。その内訳は、審判で終局したものが287件（審判認容で終局した事件の99.0%）、調停成立で終局したものが2,446件（調停成立で終局した事件の90.3%）となっている。

しかしながら、離婚時の財産分与や生活費・養育費支払いにしても、年金分割にしても、実際にこの決定の通りに履行されているかは疑わしい。石橋 [2001] によれば、現状は悲観的である。

大半のケースは養育費の取決めも行わないままに離婚し、たとえ取決めたととしても養育費は、定額月払いの場合が多い上、長期間にわたって支払われるべき性格のものであるから、はじめのうちは支払われていたとしても、次第に支払われなくなることが多いのが現実であって、確実に支払わせる方法が存在しないといったところが現在の実情と推測される。

つまり、上記の数値はあくまでも審判や調停等による決定であり、離婚時の平均的な妻の按分額あるいは按分比率の最低限とみなすことがせいぜいである⁴⁾。

したがって、一般的に言えば、離婚時に、妻はすべての子供の親権を持つことと引き換えに、非常に多くの生活費や養育費、財産分与といった貨幣的資産を放棄していると解釈することもできよう。あるいは逆に、離婚時に夫の方がすべての親権を譲渡するので、貨幣的資産の譲渡額を減額すると解釈も可能であろう。

3) 第1号改定者とは、離婚時年金分割により対象期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額が減額改定される人（対象期間標準報酬総額が多く、分割を行う側の人）のことをいう。

4) 養育費について、実際の支払者は19%に過ぎないばかりでなく、履行勧告（家庭裁判所）が利用されることは少なくないものの、履行命令（家庭裁判所）・強制執行（地方裁判所）を請求することも現実的にはほとんど難しい、という指摘もある。『週刊ダイヤモンド』2008.08.30号、「特集：格差世襲」, p. 43.

II. 性別役割分業のフィードバック効果

このフィードバック効果と呼ばれるものは、企業の人事戦略から、本人の最適な労働力資源の配分、親の子どもへの教育投資の決定といった社会的連関からなる状況である。したがって、あたかも既に女性は特定の社会状況に取り込まれており、個人の意思決定によってこの状況を抜くことは不可能であるように思われる。しかしながら、この一見脱出不可能に思われる社会的な大ループには仕掛けがある。生産関数の学習効果（同じ仕事を続けることでその仕事の生産性が上昇する）を考慮すれば、最初に賃労働と無償労働の分岐が与えられれば、それだけで一方が一方の仕事に、他方が他方の仕事に従事し続けることが合理的（より生産的）であることを示すことができってしまうからである。これを上記の「フィードバック効果」の大ループに対して小ループと呼ぶことにしよう。

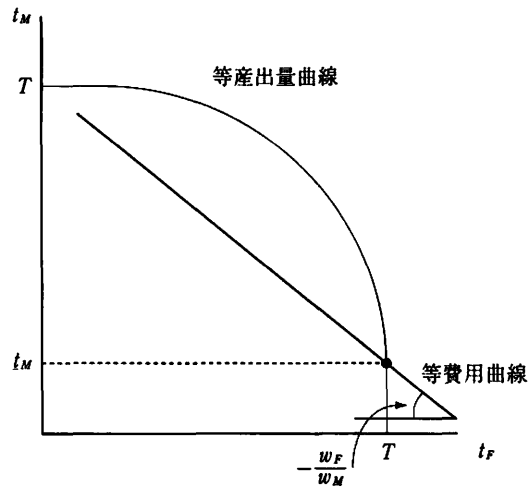
i. 合理的性別役割分業の大ループ

性差による賃金差別を説明するフィードバック効果は、それが労働需要ないし労働供給の一方からのみ生じるのではなく、需供双方の相互連関によって、生じると主張する。労働需要側からすると、採用時には情報の非対称性により、優れた人材を採用することは難しい。したがって、企業はこれまでの経験から実際の結果と優れた人材に共通する特徴の選別を行う。優れた人材に共通する特徴の選別作業はより仔細であればあるほど正確であろうが、費用が高くなる。そのために、これまでの経験に照らして、その特徴を象徴する大雑把なシグナルを採用基準として利用しようとするだろう。「採用された女性は結婚適齢期に重なるので、近いうちに結婚し、子どもができるだろう。結婚した時点で寿退社をしてしまうかも知れないし、出産を機に辞めてしまうかも知れない。仮に、その時点で会社に残ってくれたとしても、子育てをしながらでは残業もできないだろうし、朝一の仕事も頼みにくくなるだろう。それならば、女性は最初から採用しないか、「そういうものとして」採用するしかないだろう」ということである。

それに対して、労働供給側からすると、そのような相対的低賃金がシグナルとなり、女性あるいは女性を子として持つ親は、合理的な意思決定として回収見込みの低い投資計画である自身の「就業人」としての人的資本に投資をするよりも、他の投資計画、例えばかつて「花嫁修業」呼ばれたような家事労働の習得を選択するだろう。こうして女性への男性と同質の人的資本は低水準にとどまることになり、相対的低賃金を甘受しつつ、相対的に短い勤続年数となる。

こうして、労働需要側と労働供給側の相互連関によって、統計資料をさらに下方修正させることにより、結果として、統計的差別を強化してしまう。つまり、集団としての女性の状態は集団としての女性の合理的な意思決定による因果応報の連関なのである。この連関の過程で、初期状態として女性への評価が与えられれば、企業は女性の行動という事実に対して適切に対応しているだけであり、一方の女性は特定の状況の下で合理的な意思決定を行っており、ここに先験的な

図2：家事労働の技能向上を考慮した等量曲線



差別はないように思われる。この労働の需給をつなぐ大きな社会的連関を以下との比較の便宜上「大ループ」と呼ぼう。

ii. 合理的性別役割分業の小ループ

しかしながら、女性の合理的意思決定が女性のおかれている状態を決定するという関係でなく、おかれている状況が合理的意思決定を規定する、という相互連関だけならば、それほど大きなループを考える必要はない。

家事労働に対する技能が家事労働にたずさわる時間に依存するとしよう⁵⁾。家事時間を t_j ($j=M, F$) とし、家事労働の時間当たり労働投入量である技能水準を τ_j ($j=M, F$) とすると、家庭内生産物は家事投入 $\tau_j t_j$ に依存する。添え字 M, F はその変数が、それぞれ、夫と妻のものであることを示す。

こうして、 τ_j は次のように書かれる。

$$\tau_j = \tau_j^0 + \alpha t_j, \quad \alpha > 0, \quad j = M, F \quad (1)$$

この時、 α が十分に大きいならば、家事生産に対する労働時間投入 t_M と t_F による等産出曲線は原点に対して凹となり、端点解のみが選択される。図2では、 M と F の賃金率が $w_M > w_F$ であると仮定している。そのために、 F が自分の時間のすべて T ($=24$ 時間) を家事労働に投入し、 M が最低の時間 t_M を家事労働に投入することが効率的な生産になる。

したがって、「大ループ」の時と同様に、初期状態として女性が家事労働に就いているということが与えられれば、女性の市場賃金率が男性より低い限り、女性は家事労働に専念することがその家庭にとって効率的なのである。

5) 以下の議論は Cigno [1991], pp. 68-71 による。

Ⅲ. 家庭内生産の抗争交換

i. 家庭内生産関数

周知の通り, Becker [1973], Becker [1974] は結婚の経済学や家族の経済学の先鞭をつけたものであり, そのモデルはその表現方法から生産関数アプローチと呼ばれるようになった。このアプローチの特徴は, 家族にとって効用が, 市場から購入する財から直接もたらされるのではなく, それを消費することによって, あるいは利用することによって, もたらされることを強調することにある。そして, その財を利用するためには, 必ず, 時間を伴わなければならない。つまり, 家庭は市場から財を購入し, それと時間を用いて利用可能な別の「財」 Z_i を生産し, その「財」から効用 U を受け取る。言い換えれば, 家庭は単に消費主体ではなく, 生産主体ともみなされている。この関係は次のように書かれる。

$$Z_i = f_i(x_1, x_2, \dots, x_m; t_1, t_2, \dots, t_k) \quad (2)$$

ここで, x_i は市場から購入される通常の意味での消費財であり, t_j は $T = l_j + t_j$ であり, 家族の第 j 構成員が一日 ($T=24$ 時間) の内, 有償労働へ費やした時間 l_j を差し引いた時間であり, この時間すべてが Z_i の生産に有益であるとみなされる。また, Z_i の種類は一種類ではないが, 市場で取引される消費財に比べて圧倒的に少ないだろうとされる⁶⁾。

ここでは簡単化のために, 家庭内生産物 Z_i の合成財 Z をとり, 単純化した Becker [1973] のモデルを考えよう⁷⁾。

安定した Z_i の合成財を得るために, Z は Z_i の規模に関して技術的に収穫一定であると仮定され, Z_i は Z へ同一の加重を持つと仮定される⁸⁾。

$$Z = \sum_i \alpha_i Z_i, \quad \alpha = \frac{1}{m} \quad (3)$$

この時, 家庭の生産関数は次のように書かれる。

$$Z = f(x_1, x_2, \dots, x_m; t_1, t_2, \dots, t_k) \quad (4)$$

さらに, ここでの目的のために市場財 $x = x_1, x_2, \dots, x_m$ は一定と仮定し, さらに, 家族の構成員を夫婦のみとし, $j = M, F$ としよう。したがって, (4) は次のように簡単化される。

6) Becker [1981b] は Bentham が15種類の「快楽と苦痛」の源泉を挙げていると指摘する。Bentham は『道徳および立法の諸原理序説』の第5章「快楽と苦痛, その種類」の中で, 快楽の源泉を14, 苦痛の源泉を12種類挙げている。恐らく, Becker は, その基準として重複したものを除き, 「富の快楽」と「欠乏の苦痛」を区別して15種類としたと考えられる。Becker [1981a], p. 24.

7) Becker [1973] は「結婚市場」の均衡点の性質についての議論であるが, 結婚の前と後で家庭内生産物の分配について再交渉可能であると考えられており, 均衡条件は変わらないので, これを以って Becker の自発的な(性別)役割分業論とみなすことができる

8) Becker [1973], p. 828.

$$\begin{aligned} Z &= f(t_M, t_F; \bar{x}) \\ Z &= f(t_M, t_F) \end{aligned} \quad (5)$$

図2は(5)が描く等量曲線である。

次に、結婚の誘因整合性条件を定義する。 M と F 二人の主体を考える。 m^e, f^e をそれぞれの結婚後の期待所得とすると、それぞれにとっての結婚を選択するための必要条件は次のようになる。

$$\begin{aligned} m^e &\geq Z_{M0} \\ f^e &\geq Z_{0F} \end{aligned} \quad (6)$$

ここで、 Z_{M0} は M の単身世帯の家庭内主対物、 Z_{0F} も同様である。 $m^e + f^e$ が結婚によって生じる両者の総所得とすると、この M と F が結婚するための誘因整合性条件は次のように書かれる。

$$Z_{MF} \geq m^e + f^e \geq Z_{M0} + Z_{0F} \quad (7)$$

この誘因整合性条件より、 $\mu^j \geq w^j$ 、すなわち、 t_j の影の価格 μ^j は l_j の市場価格 w^j よりも高くなければならない。言い換えれば、 w^j はもちろん、 μ^j も理論価格は限界生産物に等しいので、 μ より高い評価が与えられている必要がある、ということである。 j の相手である i にとって、結婚することによって相手の家事労働が市場から調達するよりも安価に手に入る、ということである。

したがって、もし結婚市場にそれぞれ均質な男女のみが存在するならば、 $Z_0 = [Z_{M0}, Z_{0F}]$ は、特定の誰かでなければならぬ生産量ではないので、均衡である。次に(5)に、 $t_j (j=M, F)$ の代わりに、努力水準 $e_j(w, m; z)$ を明示的に導入しよう。

$$z_{MF} = z_{MF}[e_M(w, m; z), e_F(w, m; z)], \frac{\partial z}{\partial e_j} > 0, \frac{\partial^2 z}{\partial e_j^2} < 0, j=M, F \quad (8)$$

M と F の効用関数 $u_j (j=M, F)$ を、通例にならって、次のように定義する。

$$\begin{aligned} u_j &= u^j(z_{MF}, e_j) \\ \frac{\partial u^j}{\partial z_{MF}} &> 0, \frac{\partial u^j}{\partial e_j} < 0, \text{ for } i > j, i = [z_{MF}, e_j] \end{aligned} \quad (9)$$

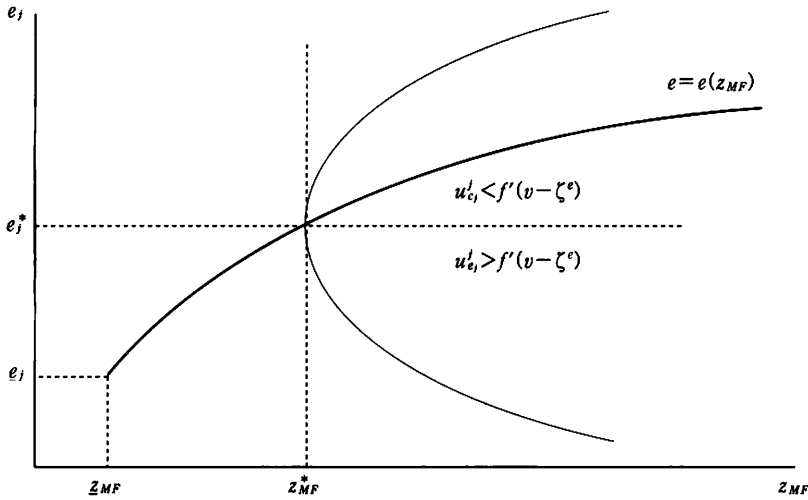
e_j は単位時間あたりの努力水準、 $i = [z_{MF}, e_j]$ であり、 e_M に対して $z_{MF} = z_{M0}$ 、 e_F に対して $z_{MF} = z_{0F}$ であれば、その点は M か F の結婚の誘因整合性条件を満たす下限であり、この点で結婚していることと独身でいることは無差別になる。 e はこの点に対応する。

次に離婚する確率を次のように与える。

$$f(e_j, \mu) \in [0, 1]; \frac{\partial f}{\partial e_j} < 0, \frac{\partial f}{\partial \mu} > 0, j=M, F \quad (10)$$

m は監視を示し、 M, F の一方が他方への家庭内生産への働きぶりを監視した時によく働いてい

図 3：最適な努力水準と家庭内生産物の選択



るかどうかを確認できる識別確率を $\eta(\mu)$ とする。監視 μ する時以外、相手のことを見ないとすると、 $\eta(0)=0$, $d\eta(\mu)/d\mu > 0$ である。こうして、 $f(e_j, \mu)$ が次の様に書かれる。

$$f[e_j, \eta(\mu)] = \eta(\mu)(1 - e_j) \quad (11)$$

故に、 $f[0, \eta(\mu)] = \eta(\mu)$, かつ、 $f[e_j, \eta(0)] = 0$ ($e_j > 0$) である。(11) より、 $e > 0$ ならば、 $(\partial f / \partial e) = -\eta(\mu) < 0$, かつ、 $\partial^2 f / (\partial e \partial \mu) = -d\eta(\mu)/d\mu$ である。

次に、結婚している状態の割引現在価値を v_j とし、 v_j の定義を次代のように与える。

$$v_j = \frac{u(z_{MF}, e_j) + [(1 - f(e_j, \mu))v + f(e_j, \mu)\zeta^e]}{1 + p_j} \quad (12)$$

$$v_j = \frac{u(z_{MF}, e_j) + f(e_j, \mu)\zeta^e}{p_j + f(e_j, \mu)} \quad (13)$$

ただし、 p_j は主体 j の時間選好率を示し、 ζ^e は離婚後の財産分与額や親権、子どもがいる場合の養育費、生活費等の期待値および自身の有償労働 t_j の実質賃金率 w_j を示す。もし、離婚時に財産分与や養育費、生活費についての取り決めが調停等を通じて得られないか、得られてたとしても債務者によって履行されなければ、 $\zeta = w_j$ となる。

(13) より、 ζ^e を両辺から引いて、次式を得る。(13) から z を辺々引けば次式が得られる。

$$v - \zeta^e = \frac{u(z_{MF}, e) - p_j \zeta^e}{p_j + f(e_j, \mu)} \quad (14)$$

(14) 左辺はいわば婚姻レント、あるいは、離婚（の機会）費用と呼ぶことができる。結婚の誘因整合性を満たしている限り、(14) は正でなければならない。

こうして、効用の最大化と利潤最大化を行うことにより、通常の Bowles=Gintis による抗争交換モデルと同様に、家庭内生産に対する抗争交換を設定することができる。

図4：家庭内生産物が私的財の場合

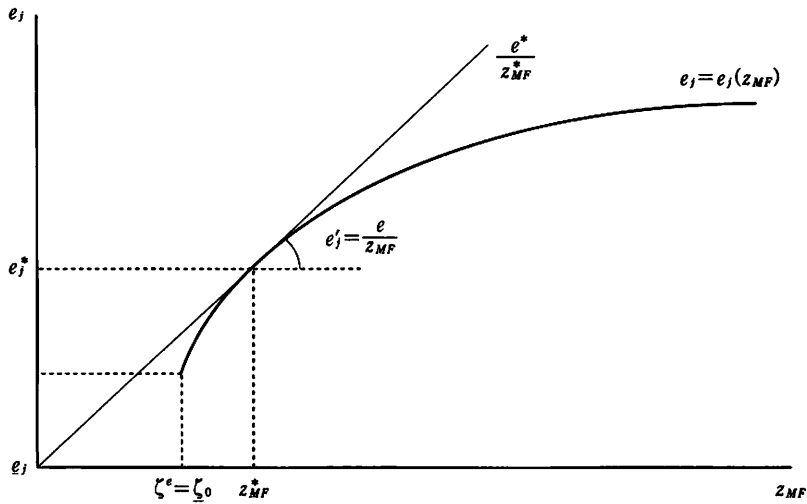
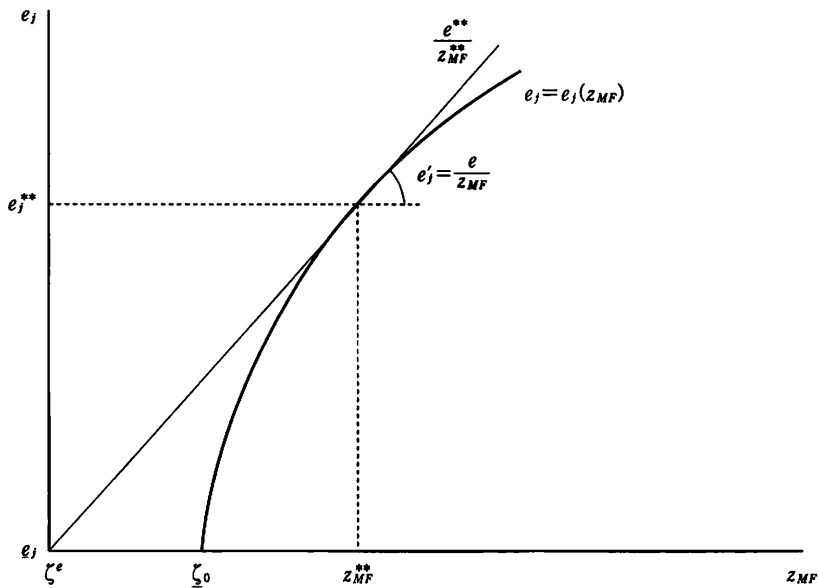


図5：家庭内生産物が純公共財の場合



ii. 家庭内生産物が私的財の場合

ここでまず、家庭内生産物 z_{MF} が私的財と同様である場合を考えよう。つまり、離婚時に財産分与を行うことができる場合である。財産分与額の算定が夫婦間の家庭内生産の結果としての財産に対する貢献、すなわち努力水準如何によって決まるのであれば、この場合の抗争交換的均衡は通常のものとはほとんど同様である。しかしながら、 $\zeta^e = \zeta_0 \geq w_j$ であるから、 $z_{MF}^* - \zeta^e$ が大きいほど、この主体にとって婚姻レントは大きくなり、より家庭内労働へ努力水準を傾注するようになるであろう。

iii. 家庭内生産物が公共財の場合

次に、家庭内生産物 z_{MF} が純公共財である場合を考えよう。つまり、分割不可能でその生産には M と F 双方の労働力投入 l_M, t_M と l_F, t_F の結果である。具体的には、家具や二人で共有するようなものはもちろん、家庭内生産物としての子どもでもある。その一方で、 $z_{MF} = z_{MF}[e_M(w, m; z), 0] > 0$, $z_{MF} = z_{MF}[0, e_F(w, m; z)] > 0$ であるとする。つまり、 M か F どちらか一方の家庭内生産への努力水準が例え 0 であったとしても、家庭内生産物 z_{MF} の生産は可能であるとする。この場合、同一の努力水準に対して家庭内生産物の生産量が増加するので、労働抽出曲線 e_j は私的財の場合の ζ^e を通り、よりなだらかになり、かつ、原点を通りうる。なぜならば、純公共財は分割不可能なので、離婚時に相手に奪われてしまえば $\zeta^e = 0$ になるからである。したがって、純公共財のみの場合、 $z_{MF}^* - \zeta^e$ 、したがって、この主体にとっての婚姻レントは非常に大きくなり、ますます家庭内労働へ努力水準を傾注するようになるであろう。

お わ り に

ここまでの結論を整理しよう。

- i. 近年の日本では、離婚時に妻は夫に対して、生活するに十分な財産分与や生活費、養育費を得ることは難しく、その一方で親権はほぼ女性がすべてを持つ。
- ii. 家庭内生産物が私的財の場合、通常の抗争交換論と同じ論理により、かつ男女の賃金格差を前提にすると、女性の方が家庭内生産に対してより多くの努力を投入することになる。
- iii. 家庭内生産物が純公共財の場合、離婚時にすべてを失う可能性があることから、婚姻レントが非常に大きくなる。

実際の家庭内生産物の一部は私的財として扱い、他の一部は純公共財として扱うことになるだろう。そして、この意味での純公共財は再販市場をもたない可能性が高く、貨幣的な価値を持たないものが多いであろう。さらに純公共財である子供は養育費という費用がさらに必要である。したがって、純公共財である子供を引き換えに私的財である財産分与や生活費、養育費を放棄する近年の女性の行動は自身をその婚姻関係に縛り付けることになりうる。DV 被害者が被害を受けながら、婚姻関係を破棄する意思決定をすることが難しいのはこうした脅威が働いているのかもしれない。つまり、近年の女性の家庭内労働への、したがって賃金労働への選好は、Becker 等の家族の経済学の設定とは異なり、相当に歪められている可能性があるのである。

参 考 文 献

- Becker, G. [1965], "A Theory of the Allocation of Time", *The Economic Journal*, 75(299), pp. 493-517.
 ——— [1973], "A Theory of Marriage: Part I", *Journal of Political Economy*, 81(4), pp. 813-46.
 ——— [1974], "A Theory of Marriage: Part II", *Journal of Political Economy*, 82(2), pp. S11.-26.

- [1981a], *A Treatise on the Family: Enlarged Edition*, Harvard University Press.
- [1981b], “Single-Person Households”, in *A Treatise on the Family: Enlarged Edition*, ch. 1, pp. 20-9.
- BOWLES, S. [2004], *Microeconomics: Behavior, Institutions, and Evolution*, The Roundtable Series in Behavioral Economics, Russell Sage Foundation.
- BOWLES, S. & H. GINTIS [1993], “The Democratic Firm: an Agency-Theoretic Evaluation”, in Bowles, S., H. Gintis, & B. Gustafsson (eds.), *Markets and Democracy: Participation, Accountability and Efficiency*, Cambridge University Press, pp. 83-102.
- CIGNO, A. [1991], *Economics of the Family*, Oxford University Press, (訳: 田中敬文・駒村康平 [1997] 『家族の経済学』, 多賀出版).
- FOLBRE, N. [2004], “A Theory of the Misallocation of Time”, in Folbre & Bittman [2004], ch. 1, pp. 7-24.
- FOLBRE, N. & M. Bittman (eds.), [2004], *Family Time: the Social Organization of Care*, 2 of Routledge IAFPE Advance in Feminist Economics, Routledge.
- ハー・ストーリー [2008] 「女性の購買決定権 (2008)」, 10月 http://www.herstory.co.jp/press/research/200811/decision_maker.html.
- 石橋 恵 [2001], 「わが国における養育費履行に関する諸問題」, 『日本消費経済学会年報』, 23, pp. 87-93, p.
- 北村行伸 [2002], 「結婚の経済学」, 4月 <http://www.ier.hit-u.ac.jp/~kitamura/PDF/P11.pdf>.
- 最高裁判所事務総局家庭局 [2008], 「離婚時年金分割に関する事件の概況: 平成19年4月-12月」 http://www.courts.go.jp/about/siryo/pdf/rikon_nenkin_h19.pdf.
- SEN, A. [1977], “Rational Fools: a Critique of the Behavioural Foundations of Economic Theory”, *Philosophy and Public Affairs*, 6, pp. 317-44.

(受付 2012年10月15日)